

答 申 第 1 2 7 号
(諮 問 第 1 3 1 号)

令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 6 月 6 日付け鎌教委教総第 1582 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）10月11日付けで、審査請求人が個人情報の開示を請求した「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会及び教育センターにおいて、〇〇に関するスクールカウンセラーの記録、また□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録、△学年以降現在まですべて。情報は一括で受け取りたい。」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和4年（2022年）10月25日付け鎌倉市教育委員会指令教指第14号で行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものは開示すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）10月11日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会及び教育センターにおいて、〇〇に関するスクールカウンセラーの記録、また□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録、△学年以降現在まですべて。情報は一括で受け取りたい。」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和4年（2022年）10月25日付け鎌倉市教育委員会指令教指第14号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和5年（2023年）2月6日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和5年（2023年）2月6日付けで提出した審査請求書及び令和6年3月17日付で提出した意見書における主張から、

審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 本人には自身の情報や記録を知る権利があり、請求した記録文書すべての開示を求める。

イ 地方公務員に当たる教職員の氏名及び調査委員会の構成員の氏名などは、非開示情報にあたらないことから、すべて開示を求める。

ウ 情報は学校などの関係者と共有されてきた事実があり、自分たちの知っている情報は数多く存在するものの、開示された情報はごくわずかであり、非開示とする必要はない。

エ いじめという文言及びいじめに関する部分が非開示になる必要はない。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和5年（2023年）3月8日付けで提出された弁明書及び令和6年（2024年）2月13日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「本人には知る権利があり、開示を求める。」と主張しているが、知る権利も無制限ではない。
- (2) 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則第8条により、調査委員会の会議は公開しないと定めていることから、調査委員会の会議の内容に係る部分については非開示としている。
- (3) 本件処分に係る個人情報には、第三者のプライバシーを侵害するおそれのある情報や、本人に対しても開示することが適当でないと認められる情報も含まれていることなどから、本件処分で非開示とした箇所は、次の理由から旧条例第19条第1項第2号及び第4号に該当するものである。

ア 旧条例第19条第1項第2号に該当とした理由

開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなるため非開示としたものである。

イ 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に該当とした理由

審査請求人は、地方公務員に当たる教職員の氏名及び調査委員会の構成員の氏名などは、非開示情報にあたらないことから、すべて開示を求めると主張している。しかし、調査委員会議事録における発言者の氏名は、旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に定める個人の相談、指導、診断、評価等（以下「指導等」という。）に関する情報に該当する。

指導等の情報は、生徒指導等にあたり関係者が専門的知見に基づき、状況を主観的に分析し、協議した経過がありのままに記載されたものであり、仮に開示した場合、指導等に次のような著しい支障を生じるおそれがあり、効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となる。

（ア）開示請求者に不正確な理解や誤解を与えるおそれ

（イ）不正確な理解を与えるおそれを避けるために記録が形骸化するおそれ

（ウ）必要な関係者から情報が得られなくなるおそれ

(4) 開示の対象文書について

審査請求人は、審査請求書の中で開示対象となるべき個人情報すべて開示されていないと主張しているが、審査請求人には会議の開催自体について口頭で事前に伝えていることから、既に審査請求人が知り得る部分については公開した。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 審査請求人は、実施機関及び自身の子（以下「本件生徒」という。）が通学していた学校が保有する本件生徒に係る文書の開示を求めて本件請求を行っている。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は、「□□学校いじめ調査委員会会議録」（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 4 号のいずれかに該当するとして、個人情報一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分について、一部開示した記録文書以外にも審査請求人の求める記録文書が存在し、また実施機関が示した非

開示事由に該当しないと主張していることから、対象文書の特定及び非開示事由該当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の特定について

審査請求人は、本件請求前の令和3年（2021年）12月16日付けで、実施機関に対し「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 △学年以降すべて」とする個人情報の開示請求（以下、「第1回請求」という。）を行っていたが、他にも文書が存在すると思料し、「スクールカウンセラーの記録」及び「□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録」を具体的に摘示して本件請求を行っている。

審査請求人は、さらに令和4年（2022年）4月12日に本件請求と同趣旨の請求を行っており（以下、「第2回請求」という。）、審査会が当該文書を確認したところ、本件処分に係る当該文書が第2回請求に対して行った個人情報一部開示決定処分の当該文書と同一の文書であった。

この点、文書の特定に関して実施機関の口頭理由説明及び弁明書による説明を総合すると、大要は次のとおりである。

ア スクールカウンセラーの記録

相談人数や相談内容の類型など数値的な情報は提出があるが、スクールカウンセラーが個々の生徒にカウンセリングしたやりとりの記録を作成し、鎌倉市及び学校に対し文書で報告することではなく、「カウンセラーの記録」に関する文書を取得し、又は作成していないため、当該文書は存在しない。

イ □□学校と教育委員会とのやりとりの記録

審査請求人は、審査請求書の中で開示対象となるべき個人情報がすべて開示されていないと主張しているが、審査請求人には会議の開催自体について口頭で事前に伝えていることから、既に審査請求人が知り得る部分については公開した。

ウ これら実施機関の主張及び文書の特定の状況について特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に対し本件文書を特定したことは妥当である。

(3) 旧条例第19条第1項第2号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号は、「開示請求をした者（中略）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が説明しており、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人以外の個人名又は審査請求人以外の者を特定することができる内容が記されていた。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号は、「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人に関する指導等の記録が記載されていた。これを公にすると、評価者が専門的な知見に基づく評価や、経過に関する正確な記録の記載をためらい、形式的な記載にとどめることとなる結果、効果的、継続的な指導等の実施に著しい支障が生ずるおそれがある認められる。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に基づき非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ しかしながら、本件文書には、学校の欠席状況や開示請求を行った事実等、審査請求人が当然に知り得る事柄、又は会議録における定型的な見出しや挨拶等の形式的な記載も含まれており、これらの情報を開示しても実施機関の主張するおそれはないと認められることから、別表に掲げる箇所については、開示すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表) 公開すべき情報 ～記載省略～

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	4 / 10 / 11	個人情報開示請求書が提出される
	10 / 25	個人情報一部開示決定通知書
	5 / 2 / 8	審査請求書が提出される。(処分庁：鎌倉市教育委員会教育指導課 審査庁：教育総務課) (同年2月6日付け)
	3 / 8	処分庁が審査庁に審査請求に係る弁明書を提出
	6 / 6	審査会に審査請求について諮問
	6 / 2 / 13	第154回審査会で審議 (実施機関の口頭による決定理由説明)
	3 / 19	審査請求人が審査会に意見書を提出 (同年3月17日付)
	4 / 8	第155回審査会で審議
	5 / 31	第156回審査会で審議
	6 / 28	第157回審査会で審議
	7 / 26	第158回審査会で審議
	9 / 12	第159回審査会で審議
	11 / 7	第160回審査会で審議
	12 / 6	第161回審査会で審議
	7 / 1 / 16	第162回審査会で審議
	1 / 31	答申 (答申第127号)